

○厚生労働省告示第三百七十一号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六条の二、第百六十六条の三及び第百七十九条第五項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月三十一日から適用する。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(出資金、準備金等の計算)</p> <p>第四条の三 規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産(規則第八十一条第三項第四号へに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)の不算入額(以下「不算入額」という。)は、責任準備金(法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)、支払備金(法第五十條の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。)、価格変動準備金(法第五十條の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。)、契約者割戻準備金(規則第八十九條に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。)及び評価・換算差額等(規則第八十四條第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。)に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零)とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(出資金、準備金等の計算)</p> <p>第四条の三 規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産(規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)の不算入額(以下「不算入額」という。)は、責任準備金(法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)、支払備金(法第五十條の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。)、価格変動準備金(法第五十條の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。)、契約者割戻準備金(規則第八十九條に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。)及び評価・換算差額等(規則第八十四條第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。)に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零)とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 規則第六十六條の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 税効果相当額 任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式により得られる額(繰延税金資産の額が零である特定共済組合(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。)の場合には零)</p>

A (略)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第二号二に規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 (略)

5 5 10 (略)

(リスクの合計額)

第四条の四 (略)

$$\frac{[(R_1+R_6)^2+(R_3+R_4)^2]^{1/2}+R_2+R_5}{2}$$

備考 (略)

(略)

R<sub>5</sub> 経営管理リスク相当額（規則第六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）

R<sub>6</sub> 三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第六十六条の三第一号の二に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)

第四条の五 (略)

一 (略)

$$\frac{\{[(A_2+B_2)^{1/2}+E+F]^2+C_2+D_2+G_2\}^{1/2}}{2}$$

(算式略)

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A (略)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第一号又二に規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 (略)

5 5 10 (略)

(リスクの合計額)

第四条の四 規則第六十六条の三に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\frac{[(R_1)^2+(R_3+R_4)^2]^{1/2}+R_2+R_5}{2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(略)

R<sub>5</sub> 経営管理リスク相当額（規則第六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）

(新設)

(各リスクの計算)

第四条の五 規則第六十六条の三第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\frac{\{[(A+B)^2+C]^{1/2}+D+E+H+I\}^2+F_2+G_2+J_2\}^{1/2}}{2}$$

備考 (略)

A 普通死亡リスク相当額

(削る)

B 生存保障リスク相当額

(削る)

(削る)

C 火災リスク相当額

D 自動車リスク相当額

E 傷害リスク相当額

F その他のリスク (生命) 相当額

G その他のリスク (損害) 相当額

2 | 二 巨大災害リスク (前号 A、B 及び F に掲げるリスクに係るものを除く。) 相当額として、別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうちいずれか大きい額

2 | 規則第六十六條の三第一号の二に掲げる額は、別表第一の二の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算するものとする。

$$A + B + C + D + E$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A | ストレステスト (別表第十八のストレステストをいう。

以下同じ。) の対象とするリスク相当額

B | 災害死亡リスク相当額

C | 災害入院リスク相当額

D | 疾病入院リスク相当額

E | その他のリスク相当額

3 | 10 | (略)

(異常危険準備金の積立基準)

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 生存保障リスク相当額

D 災害入院リスク相当額

E 疾病入院リスク相当額

F 火災リスク相当額

G 自動車リスク相当額

H 傷害リスク相当額

I その他のリスク (生命) 相当額

J その他のリスク (損害) 相当額

2 | (新設) 二 巨大災害リスク (前号 A から E まで及び I に掲げるリスクに係るものを除く。) 相当額として、別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうちいずれか大きい額

2 | 19 | (略)

(異常危険準備金の積立基準)

第六条 (略)

一 (略)

(削る)

二 生存保障リスク 当該事業年度末の年金(確定年金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。))支払う年金をいう。以下同じ。))を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。))その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第二号において同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

(削る)

(削る)

三 (略)

四 (略)

五 生存保障リスク(生命) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号及び第二号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額

六 その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額)

第六条 規則第七十九条第四項第一号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金I」という。))は、共済事業規約に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 (略)

二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額(不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額

三 生存保障リスク 当該事業年度末の年金(確定年金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。))支払う年金をいう。以下同じ。))を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。))その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第三号において同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額(災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額(疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額

六 (略)

七 生存保障リスク(生命) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額

八 その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額)

- 業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約（規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約のうち同項第十号に掲げる事由に関するものに係る共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。次項第五号、第七条第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第一備考第八号及び別表第一の二備考第二号において同じ。）以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第三号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）
- 規則第七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅲ」という。）は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。
- 一 ストレステストの対象とするリスク 次条第二項第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。）
  - 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡（不慮の事故による死亡をいう。以下同じ。）に係る危険共済金額に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額
  - 三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額
  - 四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額
  - 五 その他のリスク 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第二号から第四号まで及び前項第一号から第三号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

（新設）

3 規則第七十九條第四項第三号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 (略)

二 責任準備金（規則第七十九條第四項第三号に掲げる予定利率リスクを有するものに限る。）の金額

4 異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ又は異常危険準備金Ⅲのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるとする。

（異常危険準備金の積立限度）

第七条 (略)

一 (略)

(削る)

二 (略)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号及び第二号に掲げるリスクに係るものを除く。）に

2 規則第七十九條第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 (略)

二 責任準備金（規則第七十九條第四項第二号に掲げる予定利率リスクを有するものに限る。）の金額

3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

（異常危険準備金の積立限度）

第七条 異常危険準備金Ⅰの積立ては、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該

各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

一 (略)

二 災害死亡リスク 当該事業年度の災害死亡共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三 (略)

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額

六 (略)

七 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号から第五号までに掲げるリスクに係るものを除く。）に千分の三百四十を乗じて得た額）

千分の三百四十を乗じて得た額)

五| その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第三号に掲げるリスクに係るものを除く。）に二を乗じて得た額）

2| 異常危険準備金Ⅲの積立ては、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額を限度とする。

一| ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率が同じ契約区分ごとに別表第十八の表に掲げる区分に基づき算出した額

二| 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三| 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額

四| 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額

五| その他のリスク 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第二号から第四号まで及び前項第一号から第三号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三百四十を乗じて得た額）

3| 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第三項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（異常危険準備金の取崩基準）

第八条 異常危険準備金Ⅰ及び異常危険準備金Ⅲは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)

八| その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係るものを除く。）に二を乗じて得た額）

（新設）

2| 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第二項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（異常危険準備金の取崩基準）

第八条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)



2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ及び異常危険準備金Ⅲについて、前事業年度末の積立残高の額が当該事業年度末の積立限度額を超える場合は、当該超える額を取り崩さなければならない。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

備考

一～三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。）の平均額をいう。

2 (略)

(新設)

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
(略)	(略)	(略)
災害入院リスク	災害入院共済金額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金額×予定平均給付日数	〇・七五%
(略)	(略)	(略)

備考

一～三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。

- 五・六 (略)
- 七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、普通死亡リスク及び生存保障リスクに係る額を除いた額とする。
- 八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。
- 九・十 (略)

別表第一の二(第四条の五第二項関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
ストレステストの対象とするリスク	異常危険準備金積立限度額	十%
災害死亡リスク	危険共済金額	〇・〇〇六%
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・七五%
その他のリスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十四%

備考  
一 「リスク対象金額」は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

- 五・六 (略)
- 七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。
- 八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。
- 九・十 (略)

(新設)

<p>二 「その他のリスク」の対象金額は、第三分野共済の共済契約を対象とし、普通死亡リスク、生存保障リスク、火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、災害死亡リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。</p> <p>三 「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。</p> <p>四 「平均正味発生共済金額」は、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。）の平均額をいう。</p> <p>五 前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。</p> <p>六 「その他のリスク」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。</p> <p>七 「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあっては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。</p>	<p>別表第二 (略)</p> <p>別表第三 (第四条の五第三項及び第六条第三項関係) (略)</p> <p>別表第四 (第四条の五第四項関係) (略)</p>
--	---

<p>別表第二 (略)</p> <p>別表第三 (第四条の五第二項及び第六条第二項関係) (略)</p> <p>別表第四 (第四条の五第三項関係) (略)</p>	<p>別表第二 (略)</p> <p>別表第三 (第四条の五第二項及び第六条第二項関係) (略)</p> <p>別表第四 (第四条の五第三項関係) (略)</p>
---	---

別表第五（第四条の五第四項関係）（略）

別表第六（第四条の五第四項関係）（略）

別表第七（第四条の五第五項関係）（略）

別表第八（第四条の五第五項関係）（略）

別表第九（第四条の五第六項関係）（略）

別表第十（第四条の五第七項第一号及び第二号関係）

（表略）  
備考

- 一 第四条の五第四項の規定による規則第百六十六条の三第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果を控除する。
- 二 四（略）

別表第十一（第四条の五第七項第一号及び第二号関係）（略）

別表第十二（第四条の五第七項第三号イ関係）（略）

別表第十三（第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)関係）

（表略）

備考

- 一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目

別表第五（第四条の五第三項関係）（略）

別表第六（第四条の五第三項関係）（略）

別表第七（第四条の五第四項関係）（略）

別表第八（第四条の五第四項関係）（略）

別表第九（第四条の五第五項関係）（略）

別表第十（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）

（表略）  
備考

- 一 第四条の五第三項の規定による規則第百六十六条の三第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果を控除する。
- 二 四（略）

別表第十一（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）（略）

別表第十二（第四条の五第六項第三号イ関係）（略）

別表第十三（第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係）

（表略）

備考

- 一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目

に残存交換回数に乗じるものとする。

二 (略)

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四 〇七 (略)

別表第十四 (第四条の五第八項関係) (略)

別表第十五 (第四条の五第九項第一号関係) (略)

別表第十六 (第四条の五第九項第二号関係) (略)

別表第十七 (第四条の五第十項関係) (略)

別表第十八 (第四条の五第二項及び第七条第二項第一号関係)

I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。

2. 危険発生率A テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測を超える範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

3. 危険発生率B テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

4. ストレストテスト 危険発生率A及び危険発生率Bを使用し、第七条第二項第一号の規定に基づくストレストテストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度の算出を行うことをいう。

に残存交換回数に乗じるものとする。

二 (略)

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四 〇七 (略)

別表第十四 (第四条の五第七項関係) (略)

別表第十五 (第四条の五第八項第一号関係) (略)

別表第十六 (第四条の五第八項第二号関係) (略)

別表第十七 (第四条の五第九項関係) (略)

(新設)

5. 基準日 ストレステストを行う事業年度末をいう。
6. 将来給付額 共済金の将来の支出額の累計額をいう。
7. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のことをいう。
8. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のことをいう。
9. P 予定発生率を基に算出した将来給付額をいう。
10. A 危険発生率Aを基に算出した将来給付額をいう。
11. B 危険発生率Bを基に算出した将来給付額をいう。

## II. 危険発生率の算出

危険発生率A及び危険発生率Bの算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は、共済事故の発生率の変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間（少なくとも十年間行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超え十年間未満の場合は当該残存期間）の各事業年度において、過去の共済事故の実績の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。
  - ① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出すること。
  - ② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとにストレステストを実施することとするが、給付事由、リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめてストレステストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

- ③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。
- 2. 危険発生率Aは、1の一定の確率を九十九%として設定すること。
- 3. 危険発生率Bは、1の一定の確率を九十七・七%として設定すること。

### Ⅲ・算出要領

第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度は、次に掲げる基準及び表により算出するものとする。

- 1. ストレステストを実施するに当たっては、2から4までに掲げる基準のほか、組合の理事会において定めたリスク管理方針に従った明確な管理規定に基づいて実施するものとする。なお、ストレステストを行う方法について変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して同じ方法を使用するものとする。
- 2. P、A及びBの算出に当たっては、以下に留意することとする。
  - ① 危険発生率以外の計算基礎については、算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。
  - ② 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。
  - ③ 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出する。
  - ④ ③の算出の際、基準日前六箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における

保有契約高を利用して③の算出を行ってよいものとする。  
 この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

区分	第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度
$P \geq A$	0
$A > P \geq B$	$A - P$
$B > P$	$A - B$

3. ストレステストに使用した重要な要素は、全て完全かつ適切に文書化されていること。
4. 次に掲げる共済契約等は、ストレステストの対象外とする。
  - ① 共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）
  - ② 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約
  - ③ 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付